

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第2次DV防止実施計画（平成26～28年度）

平成26年度 年次報告書



平成27年11月 男女共同参画課

目 次

1. 年次報告に関する説明	2		
2. 体系図	3		
3. 基本目標ごとのまとめ	4		
4. 事業別一覧	5	～	11
5. 事業ごとの実績報告書	12	～	28

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「第2次DV防止実施計画(平成26～28年度)」が「市川市男女共同参画基本計画に基づく第5次実施計画(平成26～28年度)」の一部分でもあることから、「第2次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成26年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 所管課自己評価について

進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。

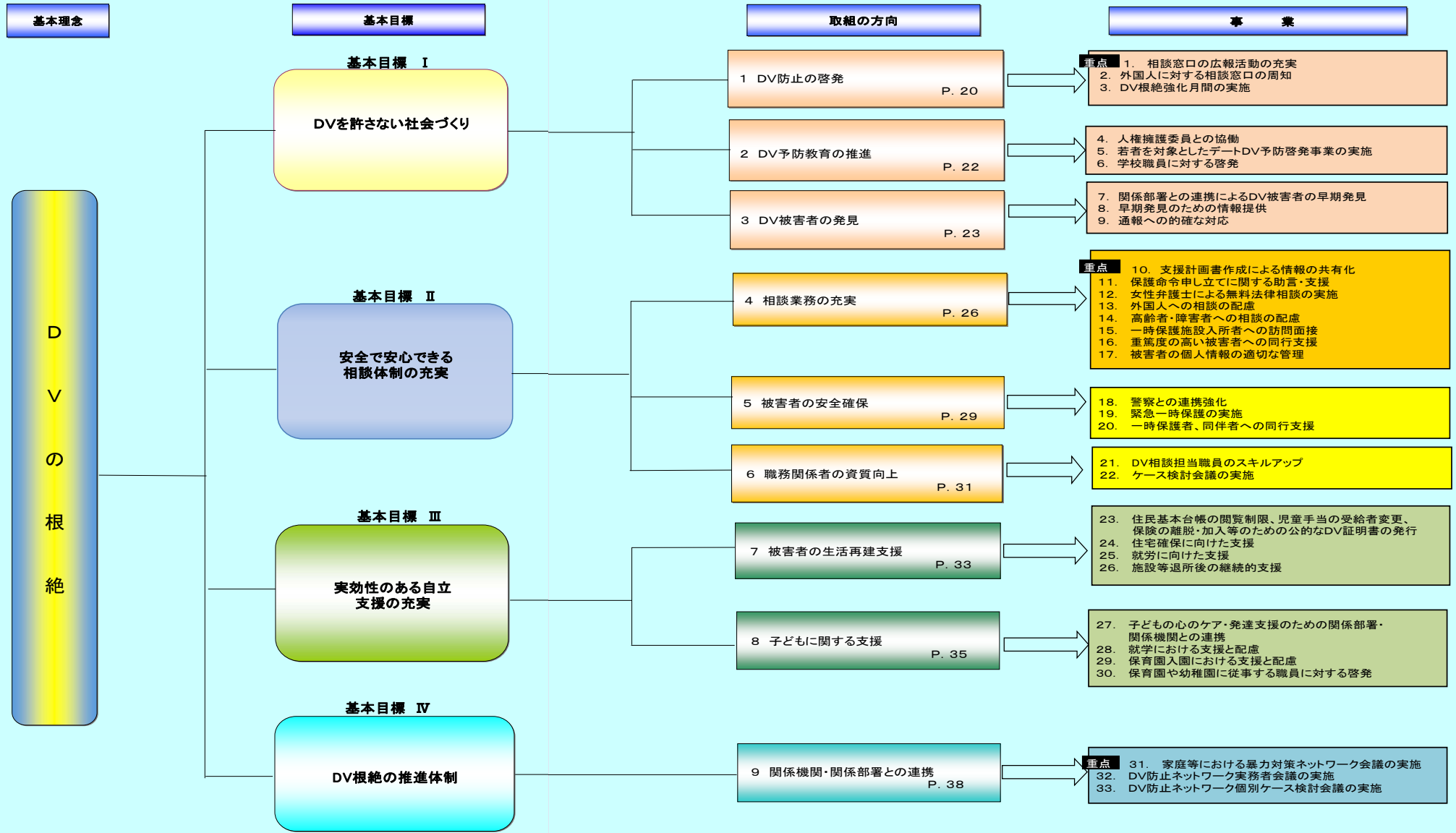
- : 十分達成できた
- : 概ね達成できた
- : やや不十分だった
- : 不十分だった

○ 基本目標ごとのまとめ(4頁)は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとの事業数を掲載しました。

○ 事業別一覧(5～11頁)は、各事業ごとに平成26年度の内容をまとめたものです。

○ 12～28頁は、各事業ごとの実績報告書の個票です。

体系図



■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

基本目標	成果指標	平成24年度 現状値 (e-モニターアン ケート)	平成26年度 目標値	平成26年度 (e-モニターアン ケート結果)	今後の取組み
I DVを許さない社会づくり	DVを知っている人の割合	91%	95%	88%	DVについて、今後も継続的に周知を行っていく。
II 安全で安心できる相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合	26.5%	30%	24%	DV被害者に配偶者暴力相談支援センターの存在が確実に届くよう周知を行っていく。
III 実効性のある自立支援の充実	基本目標IIIの施策が進んでいると思っている市民の割合	13.1%	15%	12%	DV被害者に寄り添い、きめ細やかな支援を行っていく。
IV DV根絶の推進体制	DV防止実施計画を知っている人の割合	20.1%	30%	15%	実施計画について、今後も継続的に周知を行っていく。

(基本目標ごとの実施計画事業評価結果)

基本目標	評価別事業数					平成26年度の評価
	十分達成 できた	概ね達成 できた	やや 不十分 だった	不十分 だった	評価なし	
I DVを許さない社会づくり	6	1	0	2	0	「十分達成できた」が9事業中6事業であった。一方で、「不十分だった」が9事業中2事業あったため、平成27年度の改善を目指す。
II 安全で安心できる相談体制の充実	11	1	0	0	1	「十分達成できた」が13事業中11事業であり、目標に則した事業の実施ができたと言える。
III 実効性のある自立支援の充実	8	0	0	0	0	「十分達成できた」が8事業中8事業であり、目標に則した事業の実施ができたと言える。
IV DV根絶の推進体制	3	0	0	0	0	「十分達成できた」が3事業中3事業であり、目標に則した事業の実施ができたと言える。

■事業別一覧

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	26年度目標	26年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり								
取組の方向1 DV防止の啓発								
1	[重点] 相談窓口の広報活動の充実	男女共同 参画課	DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市公式Webサイトでの周知を行います。	配布箇所数	45箇所	56箇所	十分達成 できた	DV相談窓口の案内カードを庁内40課に加え、市内全公民館16館に配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内。 チラシやカードを継続的に配布していくとともに、市公式web等での広報により、一人でも多くのDV被害者に情報提供できるよう工夫する。
2	外国人に対する 相談窓口の周知	男女共同 参画課	英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市役所の行政窓口等に置き、外国人のDV被害者に周知を行います。	配布箇所数	35箇所	40箇所	十分達成 できた	外国人DV被害者へ向けて、5ヶ国語のチラシ・カードを庁内40課に配布した。 チラシやカードを継続的に配布していくとともに、市公式web等での広報により、一人でも多くのDV被害者に情報提供できるよう工夫する。
3	[新規] DV根絶強化月間の実施	男女共同 参画課	DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの使用団体へDVに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。	DVに関するアンケートの回収数	50件	77件	十分達成 できた	DV根絶強化月間に、男女共同参画センター使用団体へ向けてアンケート調査を実施し、集計結果を男女共同参画センター情報紙「ウィズレター」に掲載し、更なる啓発に努めた。 アンケート回答を促進し更なる啓発に努める。
取組の方向2 DV予防教室の推進								
4	人権擁護委員との協働	男女共同 参画課	人権擁護委員との協働による小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室や中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を行います。	実施校数	35校	32校	概ね達成 できた	市内公立小学校30校で人権教室を、中学校2校で人権講演会を実施した。 そのほか、保育園1園でも人権啓発活動を実施した。 「人権の花運動」は、小学校全39校と特別支援学校2校舎で実施できたが、人権教室は30校にとどまったので、人権教室の拡大を目指す。
5	若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施	男女共同 参画課	若者を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを市内高等学校(公立8校・私立7校)を中心に配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。	配布校数	5校	0校	不十分 だった	デートDVリーフレットを作成し、市内13の高校(2校辞退)へ平成25年度末に配布したこと、千葉県が高校生向け研修会を実施していたことから、平成26年度はリーフレットの配布をしなかった。 千葉県の啓発活動と重ならないよう、デートDVリーフレットの配布等の啓発を行っていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	26年度目標	26年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
6	[新規] 学校職員に対する啓発	男女共同参画課、指導課、保健体育課	小中学校において保健指導を行う養護教諭や相談業務を行うライフカウンセラーに対しデートDVや暴力に対する正しい理解や相談窓口の周知を図るため関係部署と連携し研修会を実施します。	研修実施回数	2回	2回	十分達成できた	小中学校の養護教諭とライフカウンセラーに対し、研修会を実施し、暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図った。 今後も継続的に研修会を実施し、新任者には、暴力に対する正しい理解と相談窓口を周知していき、在職者には、更に浸透していくよう努める。
取組の方向3 DV被害者の発見								
7	関係部署との連携によるDV被害者の早期発見	男女共同参画課	市役所の様々な行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口案内ができるよう、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用できるように関係部署の異動職員を対象とした説明会を実施します。	DV相談窓口連携マニュアル説明会の実施回数	1回	0回	不十分だった	平成26年度は関係部署の担当者と直接話をする事で理解を深めたことから、説明会を実施しなかった。その他の連携として、市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議等において、関係部署とDV相談があった場合の窓口について情報共有を図った。 異動職員を中心に窓口対応職員にDV相談窓口連携について説明していく。
8	早期発見のための情報提供	男女共同参画課	学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口案内できるように啓発を行います。	研修会実施回数	リーフレット作成	リーフレット作成	十分達成できた	DVリーフレットを作成し、配布に向けての準備を進めた。 学校、幼稚園、保育園関係者への啓発ツールとしてDVリーフレットを活用していく。
9	[新規] 通報への的確な対応	男女共同参画課	通報は、一般からと医療関係者からに分かれ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。	医療関係や市民からの通報件数	—	26件	十分達成できた	医療関係者から3件、縁故・知人から23件の通報があった。命の危険があれば直ちに警察を案内し、余裕を持って支援できる場合は「配偶者暴力相談支援センター相談室」で対応している。 常に情報共有・協議しながら対応していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	26年度目標	26年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実								
取組の方向4 相談業務の充実								
10	[重点][新規] 支援計画書作成による情報の共有化	男女共同 参画課	個々のケースの(安全確保を踏まえ)きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。	支援計画書作成数	—	0件	—	緊急一時保護及び一時保護対応者に対し計画的な支援を行った。 また、平成27年3月にDV相談支援システムを導入し、電子上で支援計画書を作成できるようにした。(運用については平成27年度以降。) DV相談支援システムを活用し、関係職員が支援の方向性について共通認識を持って対応していく。
11	保護命令申し立てに関する助言・支援	男女共同 参画課	裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保に努めます。	裁判所への書面の提出件数	—	2件	十分達成できた	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。 保護命令についての相談があった場合や保護命令が有効な措置と考えられる相談者に、女性相談員が申立て方法や書面の作成について説明や助言を行っている。 全ての相談員が保護命令に関する相談に対して適切に対応できるよう、制度についての理解を深める。
12	女性弁護士による無料法律相談の実施	男女共同 参画課	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。	相談件数	150件	196件	十分達成できた	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。 引き続き、相談窓口の周知に努める。
13	外国人への相談の配慮	男女共同 参画課	言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。	外国人の相談件数	—	110件	十分達成できた	日本語での日常会話が困難な外国人相談者の場合は、通訳者の派遣を国際交流課に依頼し対応した。 速やかに通訳者の派遣を依頼し、面接相談に支障がでないようにする。
14	高齢者・障害者への相談の配慮	地域福祉 支援課、 障害者支援課	高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係部署と連携し迅速な対応を図ります。	65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数	—	119件	十分達成できた	高齢者や障害者のDV被害については、関係部署との連絡調整をして、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。 配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に判断し、他機関へ送致し、2次被害を防ぐよう努める。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	26年度目標	26年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
15	一時保護施設入所者への訪問面接	男女共同参画課	市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合又は他の一時保護施設へ入所した場合、それらの入所者に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。	一時保護者への訪問面接を実施する割合	100%	100%	十分達成できた	一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。 一時保護施設入所者への速やかな訪問面接、自立に向けた支援を今後も継続していく。
16	重篤度の高い被害者への同行支援	男女共同参画課	DVの影響で精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員又は女性相談員が関係部署へ同行支援を行います。	同行支援を行ったケース数	—	9件	十分達成できた	手続き等の事務処理が困難なDV相談者に同行支援を実施した。 必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。
17	[新規]被害者の個人情報適切な管理	男女共同参画課	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。	—	—	—	十分達成できた	相談者の情報・相談内容に関しては、外部へ情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はない。 関係機関の支援が必要な場合においては、相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。 今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。
取組の方向5 被害者の安全確保								
18	警察との連携強化	男女共同参画課	配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。	警察と連携したケース数	—	26件	十分達成できた	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。 また、危険が高まった場合の警察への連絡について助言を行った。 緊急性や危険性を把握したうえで確実に警察につなぎ、安全確保を図る。
19	緊急一時保護の実施	男女共同参画課	緊急性が高いケースにおいては、婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。	婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数	—	4件	十分達成できた	婦人保護施設(シェルター)への一時保護は、生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。 婦人保護施設等への緊急一時保護件数9件(警察5件、市4件)あった。 緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	26年度目標	26年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
20	一時保護者、同伴者への同行支援	男女共同参画課	一時保護施設に入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。	同行支援を行ったケース数	—	9件	十分達成できた	一時保護施設入居者の転居先を探す(退所後の居住地を確保する)ため、転居先の下見のための同行支援等を実施した。 一時保護施設入居者の不安を和らげるためにも、同行支援を実施していく。
取組の方向6 職務関係者の資質向上								
21	DV相談担当職員のスキルアップ	男女共同参画課	DV被害者や同伴の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法的制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV担当職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加していきます。	研修会参加回数	3回	8回	十分達成できた	DV担当職員の経験年数等に応じて、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。 担当職員がスキルアップできるよう、研修会へ積極的に参加していく。
22	ケース検討会議の実施	男女共同参画課	処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。	会議実施回数	12回	8回	概ね達成できた	処遇困難ケースや危険度の高いケースについて情報共有し、職員同士が連携して対応できるようにしている。 全体でのケース検討の必要がなかった月もあり、8回の実施となった。 あらゆるケースに円滑に対応できるよう、体制整備に努める。
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実								
取組の方向7 被害者の生活再建支援								
23	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行	男女共同参画課	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。	DV証明書の発行数	—	145枚	十分達成できた	配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。相談者が抱える問題解決の手続きに必要な証明書を発行した。 必要に応じてDV証明書を発行し、相談者の自立を支援していく。
24	住宅確保に向けた支援	男女共同参画課	住宅確保について情報提供や助言を行ったり、県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるように証明書を発行します。	賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数	—	4件	十分達成できた	県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。平成26年度は、賃貸借契約のための同行支援を2件実施し、市営住宅入居のためのDV証明書を2枚発行した。 住宅確保が必要な相談者には、賃貸契約等の同行支援や県営・市営住宅への入居のためのDV証明書を発行し、自立への支援をしていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	26年度目標	26年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
25	就労に向けた支援	男女共同参画課	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。また、千葉県DV被害者等自立サポート事業の講座の活用やハローワークやマザーズハローワークを活用できるように情報提供を行う等就労支援の充実を図ります。	講座等の開催数	1回	2回	十分達成できた	男女共同参画センター主催講座として「女性向け社会復帰支援セミナー」と「就労支援講座」を実施した。実施にあたり、相談室にちらしを設置し相談者への周知を行った。 就労についての悩みを抱えている相談者に、就労に関する情報提供を行っていく。
26	施設等退所後の継続的支援	男女共同参画課	施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、DV被害者とその子どもの様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。	施設退所者及び同伴家族の継続支援件数	—	9/(全体)9件	十分達成できた	施設退所後の自立に向けて、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。 関係部署・機関と連携し、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援をしていく。
取組の方向8 子どもに関する支援								
27	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	男女共同参画課	被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。	児童相談所や関係部署との連携数	—	13件	十分達成できた	子どもがいるDVケースは、児童虐待と密接に関係している場合が多いことから、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。 子どもの健全な発育が図られるよう、関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。
28	就学における支援と配慮	男女共同参画課	教育委員会や学校と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言を行います。	義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数	—	8件	十分達成できた	DVを理由に避難をしたケース、あるいは、避難をしてきたケースの子どもについては、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように関係部署や学校と連携を図った。 加害者からの追及の危険性が高いケースについては、学校等に助言を行った。 相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。
29	保育園入園における支援と配慮	男女共同参画課	DV被害者が安心して就労できるよう、その子どもの市内の保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。	保育園と連携したケース数	—	12件	十分達成できた	DVを理由に避難を実施、もしくは避難をしてきたケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署や保育園と連携を図った。 加害者からの追及の危険性が高いケースについては、保育園等に助言を行った。 相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での自立に向けての支援を行っていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	26年度目標	26年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
30	[新規] 保育園や幼稚園に 従事する職員 に対する啓発	男女共同 参画課	就学前教育等従事職員を対象に、世代間 連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子ども の心のケアの重要性について関係部署 と連携し研修を実施します。	研修会実施 回数	1回	1回	十分達成 できた	DVは子どもの心にも悪影響を及ぼすことから、保育園の管理者で ある園長に向けて、DVの深刻性や保護者から相談を受けた場合の 連携部署・機関についての説明会を実施し理解を深めた。 保育園等従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発 見できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう 研修会を継続していく。
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制								
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携								
31	[重点][新規] 家庭等における 暴力対策ネット ワーク会議の実 施	男女共同 参画課、 地域福祉 支援課、 障害者支 援課、介 護保険 課、子育 て支援課	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待 の家庭等における様々な暴力に対応する ため、関係機関等で構成されるネットワ ーク会議の代表者会議を開催し、情報の共 有化を図るとともに連携を強化します。	会議開催回 数	2回	2回	十分達成 できた	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等 で対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。 関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援 実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネット ワーク会議で関係部署と協議していく。
32	[新規] DV防止ネット ワーク実務者会 議の実施	男女共同 参画課	DV被害者支援のため、関係機関・関係部 署との個別ケースの支援方針の確立、支 援の経過報告およびその評価を行い、新 たな情報を共有することを目的とした会 議を開催します。	会議開催回 数	2回	2回	十分達成 できた	要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事 例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した 内容で協議した。 更なる被害者支援の実現に向け、関係機関・部署の 実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、 ネットワーク実務者会議で協議し連携を強化して いく。
33	DV防止ネット ワーク個別ケ ース検討会 議の実施	男女共同 参画課	DV被害者支援のための情報の共有およ び関係機関・関係部署との個別ケース の相互連携を目的とした会議を開催 します。	会議開催回 数	—	4回	十分達成 できた	緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、 関係機関が集まりケース検討会議を行った。ただし、 相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討 会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と 情報共有しながら密接に連携し対応した。 緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連 携により個別ケース検討会議を実施しないケース がある一方で、計画的支援が必要で、時間的余裕 のあるケースに関しては個別ケース検討会議を 活用していく。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の広報活動の充実			
	No.	1		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口等に配布するとともに市公式Webサイトでの周知を行います。			
年度 項目	目標	配布箇所数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	45箇所	45箇所	45箇所
実績	35箇所	56箇所		
取組状況	窓口があるなどの庁内40課に加え、市内全公民館16館にDV相談窓口の案内カードを配布した。また、市公式Webサイトでは、「女性のためのあらゆる相談」として案内している。			
今後の課題等	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	外国人に対する相談窓口の周知			
	No.	2		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語・スペイン語のDV相談窓口案内チラシ・カードを市役所の行政窓口等に置き、外国人のDV被害者に周知を行います。			
年度 項目	目標	配布箇所数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	35箇所	35箇所	35箇所
実績	35箇所	40箇所		
取組状況	外国人DV被害者に相談窓口がわかるよう、5ヶ国語のチラシ・カードを窓口があるなどの庁内40課に配布した。			
今後の課題等	継続的に配布し、不足した箇所にはすぐに補充できるような体制をとる。また、市公式webを含め有効に広報できる媒体などを検討し、一人でも多くのDV被害者にチラシやカードが届くよう工夫する。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[新規] DV根絶強化月間の実施			No.	3
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	DV根絶強化月間である11月に男女共同参画センターの使用団体へDVに関するチラシ・カードを配布し啓発に努め、使用団体とともに啓発活動を実施します。				
項目	年度	目標	DVに関するアンケートの回収数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	50件	100件	150件	
実績	—	77件			
取組状況	DV根絶強化月間に、男女共同参画センター使用団体へ向けてアンケート調査を実施した。実施したアンケートの集計結果を男女共同参画センター情報紙「ウイズレター」に掲載し、更なる啓発に努めた。				
今後の課題等	受付窓口からも男女共同参画センター利用者に向けて、アンケート回答を促進し更なる啓発に努める。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員との協働			No.	4
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	人権擁護委員との協働による小学生(市立小学校39校)を対象とした人権教室や中学生(市立中学校16校)を対象とした人権講演会を行います。				
項目	年度	目標	実施校数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた			
目標数値	—	35校	38校	41校	
実績	32校	32校			
取組状況	市内公立小学校30校152学級で人権教室を実施し、前年度と比べ、2校9学級増加した。また、中学校2校で人権講演会を実施した。そのほか、保育園1園で人権啓発活動を実施した。				
今後の課題等	「人権の花運動」は、小学校全39校と特別支援学校2校舎で実施できたが、人権教室は30校にとどまった。小学校全39校での人権教室の実施を目指す。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施		No.	5
			所管課	男女共同参画課
事業概要	若者を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを市内高等学校(公立8校・私立7校)を中心に配布し、生徒・教員・保護者などへの啓発を行います。			
項目	年度	配布校数		
	目標	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	不十分だった		
目標数値	—	5校	5校	5校
実績	3校	0校		
取組状況	平成25年度末にデートDVリーフレットを作成し、市内13の高校へ配布した。平成26年度は、千葉県が市内で高校生向け研修会を実施していたことから、平成26年度はリーフレットの配布をしなかった。			
今後の課題等	千葉県の啓発活動と重ならないよう県と連携しながら、改めて、デートDVリーフレットの配布等の啓発を行っていく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	[新規] 学校職員に対する啓発		No.	6
			所管課	男女共同参画課、指導課、保健体育課
事業概要	小中学校において保健指導を行う養護教諭や相談業務を行うライフカウンセラーに対しデートDVや暴力に対する正しい理解や相談窓口の周知を図るため関係部署と連携し研修会を実施します。			
項目	年度	研修実施回数		
	目標	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	—	2回		
取組状況	小中学校の養護教諭とライフカウンセラーに対し、それぞれ1回ずつ研修会を実施し、暴力に対する正しい理解と相談窓口の周知を図った。			
今後の課題等	今後も継続的に実施していき、新任の養護教諭とライフカウンセラーには、暴力に対する正しい理解を深めてもらうと同時に相談窓口を周知していく。在職の養護教諭とライフカウンセラーへは更に浸透していくよう努める。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署との連携によるDV被害者の早期発見		No.	7
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所のような行政窓口でDV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口以案内できるよう、窓口専用のDV相談窓口連携マニュアルを活用できるよう関係部署の異動職員を対象とした説明会を実施します。			
項目	年度	目標 DV相談窓口連携マニュアル説明会の実施回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	不十分だった		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	4回	0回		
取組状況	DV相談窓口連携マニュアル説明会としては実施していないが、関係部署の担当者と直接話をして、理解を深めた。また、市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議等において、関係部署とDV相談があった場合の窓口について情報共有を図った。			
今後の課題等	異動職員を中心に窓口対応職員にDV相談窓口連携について説明していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	早期発見のための情報提供		No.	8
			所管課	男女共同参画課
事業概要	学校、幼稚園、保育園関係者へDVに関するリーフレットを作成しDV相談窓口以案内できるよう啓発を行います。			
項目	年度	目標 研修会実施回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	リーフレット作成	1回	1回
実績	—	リーフレット作成		
取組状況	DVリーフレットを作成し、配布に向けての準備を進めた。			
今後の課題等	学校、幼稚園、保育園関係者へ啓発していくためにDVリーフレットを活用していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	[新規] 通報への的確な対応		No.	9
			所管課	男女共同参画課
事業概要	通報は、一般からと医療関係者からに分けられ、前者は通報者に対し加害者に知られないよう被害者へ配偶者暴力相談支援センター又は警察に相談するよう協力を求めます。後者に関しては、DV被害者の状況確認を行うとともに入院等をしている重篤な被害者には、職員または女性相談員が当該医療機関に出向き被害者の相談に応じます。暴力の抑止等の緊急の対応が必要な場合は警察が対応するため連携しDV被害者の安全確保を行います。医療関係者は原則として被害者の通報の同意が確認できた場合のみ通報を行います。			
項目	年度	報告	医療関係や市民からの通報件数	
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	14件	26件		
取組状況	平成26年度は医療関係者から3件、縁故・知人から23件の通報があった。命の危険があれば直ちに警察を案内し、時間的に余裕を持って支援できる場合は「配偶者暴力相談支援センター相談室」で対応している。			
今後の課題等	配偶者暴力相談支援センター職員で常に情報共有・協議しながら対応する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点][新規] 支援計画書作成による情報の共有化		No.	10
			所管課	男女共同参画課
事業概要	個々のケースの(安全確保を踏まえ)きめ細かな支援計画書を作成し、職員・女性相談員が情報や対応を共有し、支援体制を強化します。			
項目	年度	報告	支援計画書作成数	
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	—		
目標数値	—	—	—	—
実績	—	0件		
取組状況	平成26年度は、緊急一時保護及び一時保護対応者に対し状況を踏まえた計画的な支援を行った。また、平成27年3月にDV相談支援システムを導入し、電子上で支援計画書を作成できるようにした。運用については平成27年度以降を予定している。			
今後の課題等	DV相談支援システムを活用し、配偶者暴力相談支援センターの相談員や職員が常に支援の方向性について共通認識を持って対応していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	保護命令申し立てに関する助言・支援		No.	11
			所管課	男女共同参画課
事業概要	裁判所に接見禁止などの安全確保に関する保護命令を申立てるにあたり、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うとともに、裁判所からの求めに応じ、書面を作成し、安全確保に努めます。			
項目	年度	報告	裁判所への書面の提出件数	
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	1件	2件		
取組状況	保護命令に関する書面について、2件裁判所へ提出した。 保護命令についての相談があった場合には、女性相談員が申立て方法や作成について説明や助言を行っている。 また、保護命令が有効な措置と考えられる相談者についても助言を行っている。			
今後の課題等	保護命令に関する相談に対して、職員が適切に対応できるよう制度についての理解を深め、申立て方法や作成について具体的に説明や助言を行えるようにする。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施		No.	12
			所管課	男女共同参画課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。			
項目	年度	目標	相談件数	
		現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	150件	160件	170件
実績	131件	196件		
取組状況	毎週水曜日の午後、1日5人までとして実施した。 一般相談やDV相談で法的支援が必要と判断される場合は、法律相談へ案内している。			
今後の課題等	相談件数が増加したが、引き続き、相談窓口の周知に努める。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	外国人への相談の配慮		No.	13
			所管課	男女共同参画課
事業概要	言葉の壁や様々な生活問題を抱える外国人に対し相談を実施するとともに通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えます。			
項目	年度	外国人の相談件数		
	報告	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
現状 (平成24年度)	—	—	—	—
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	101件	110件		
取組状況	日本語での日常会話が困難な外国人相談者の場合は、安心して相談できるよう通訳者の派遣を国際交流課に依頼し対応した。			
今後の課題等	言語が理由で面接相談に支障がでないよう、速やかに通訳者の派遣を依頼し日時を調整する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	高齢者・障害者への相談の配慮		No.	14
			所管課	地域福祉支援課、 障害者支援課
事業概要	高齢者および身体・知的・精神など障害のある被害者に配慮した相談を行い、関係部署と連携し迅速な対応を図ります。			
項目	年度	65歳以上の高齢者及び障害者の相談件数		
	報告	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
現状 (平成24年度)	—	—	—	—
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	—	119件		
取組状況	高齢者及び障害者でDV被害の疑いのあるケースについては、関係部署との連絡調整を図り、適切な相談窓口の案内や職員同行での来所相談を実施した。			
今後の課題等	配偶者暴力相談支援センターでの相談が適切かどうかを事前に把握し、来所したが他機関へ送致という2次被害を未然に防ぐよう努める。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	一時保護施設入所者への訪問面接			
	No.	15		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	市川市居住のDV被害者が夜間や休日に警察経由で婦人相談所に緊急一時保護された場合又は他の一時保護施設へ入所した場合、それらの入所者に職員又は女性相談員が訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。			
項目	年度	目標	一時保護者への訪問面接を実施する割合	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	100%	100%	100%
実績	100%	100%		
取組状況	一時保護施設入所者に対して、速やかに訪問面接を実施し、関係部署と連携し、退所後の自立に向けた支援を行った。			
今後の課題等	一時保護施設入所者への速やかな訪問面接、自立に向けた支援を今後も継続する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	重篤度の高い被害者への同行支援			
	No.	16		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DVの影響で精神的に疲弊している被害者や、精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等を職員又は女性相談員が関係部署へ同行支援を行います。			
項目	年度	報告	同行支援を行ったケース数	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	12件	9件		
取組状況	DV相談者だけでは自立に向けた手続き等の事務処理が困難なケースにおいて、相談者の同行支援を実施した。			
今後の課題等	必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図る。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[新規] 被害者の個人情報の適切な管理			
	No.	17		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報の適切な管理を行います。			
項目	年度	—		
	目標	—		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	—	—		
取組状況	相談者の情報・相談内容に関しては、相談者以外には情報提供しないよう徹底しており、情報漏洩はなかった。関係機関の支援が必要な場合においては、同意書で相談者の同意を得た上で、必要な範囲内で他機関へ情報提供している。			
今後の課題等	今後も個人情報が守られるよう徹底して管理する。また、相談の際には相談担当職員からも個人情報の取り扱いについて相談者へ説明する。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携強化			
	No.	18		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	配偶者暴力相談支援センターとして、警察と緊密に連携をとりながら加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全確保を行います。			
項目	年度	警察と連携したケース数		
	報告	—		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	17件	26件		
取組状況	緊急に安全確保が必要な場合には、警察と連携し、DV被害者及びその子どもの安全確保を図った。また、危険が高まる可能性がある相談者には、どのような状況になったら警察へ連絡するかについても具体的に助言を行った。			
今後の課題等	緊急性や危険性を把握したうえで、警察との連携が必要な場合には、確実に警察につなぎ、安全確保を図る。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施		No.	19
			所管課	男女共同参画課
事業概要	緊急性が高いケースにおいては、婦人相談所と連携し、DV被害者とその子どもに関する情報を共有し、円滑な一時保護を実施します。			
項目	年度	報告 婦人保護施設等へ緊急一時保護を実施したケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	14件	4件		
取組状況	婦人保護施設(シェルター)への一時保護は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。婦人保護施設等への緊急一時保護件数9件のうち、警察が対応した件数が5件で、市が対応したケースが4件であった。			
今後の課題等	緊急一時保護は、相談者の生活を大きく変えてしまう対応であることから、相談者に一時保護施設に入所した場合のその後について、事前に充分説明しておく必要がある。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	一時保護者、同伴者への同行支援		No.	20
			所管課	男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課
事業概要	一時保護施設に入所中のDV被害者に対し、被害者本人の意思を尊重し自立に向けた転居先探しやアパートの賃貸契約など自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施します。			
項目	年度	報告 同行支援を行ったケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	12件	9件	—	—
取組状況	一時保護施設入居者の転居先を探す(退所後の居住地を確保するため、入居施設の下見のための同行支援等)を実施した。			
今後の課題等	一時保護施設入居者の不安を和らげるためにも、必要に応じて同行支援を実施していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップ			No.	21
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	DV被害者や同伴の家族について、相談での初期対応の重要性や緊急一時保護の連携フロー、各種法的制度など、きめ細やかな対応に言及したDV被害者対応の手引きを活用し、DV担当職員の質の向上を図ります。また、国や県主催の研修会に参加していきます。				
年度 項目	目標	研修会参加回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	3回	3回	3回	
実績	5回	8回			
取組状況	DV担当職員の経験年数やスキルレベルに応じ、内閣府や県主催の研修会などに参加し、スキルアップを図った。				
今後の課題等	担当職員がスキルアップできるよう、研修会についての情報を共有し積極的に参加していく。				

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	ケース検討会議の実施			No.	22
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	処遇困難ケースや危険度の高いケース等の情報の共有及び支援方法のスキルアップを図り、相談体制の強化を図ります。				
年度 項目	目標	会議実施回数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた			
目標数値	—	12回	12回	12回	
実績	9回	8回			
取組状況	処遇困難ケースや危険度の高いケースについて担当職員全体で情報共有・検討し、職員同士が連携して対応できるようにしている。担当職員全体でのケース検討まで必要がなかった月もあり、平成26年度は8回の実施となった。				
今後の課題等	処遇困難ケースや危険度の高いケースに対しても円滑に対応できる体制整備に努める。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行			
	No.	23		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のため、必要な証明書の申請受付と交付を行います。			
項目	年度	報告	DV証明書の発行数	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	103枚	145枚		
取組状況	配偶者暴力相談支援センターの業務の一つとして、DV証明書の発行がある。DV被害により必要な手続きが受けられないことが無いよう、相談内容に応じた必要な証明書を発行した。			
今後の課題等	今後も必要に応じてDV証明書を発行し、相談者の自立を支援していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	住宅確保に向けた支援			
	No.	24		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	住宅確保について情報提供や助言を行ったり、県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるように証明書を発行します。			
項目	年度	報告	賃貸借契約等の同行件数及び市営住宅入居のためのDV証明書の発行数	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	7件	4件		
取組状況	県営・市営住宅の入居を希望する相談者に優先入居できるよう証明書を発行している。平成26年度は、賃貸借契約のための同行支援を2件実施し、市営住宅入居のためのDV証明書を2枚発行した。			
今後の課題等	今後も住宅確保が必要な相談者には、賃貸契約等の同行支援や県営・市営住宅への入居のためのDV証明書を発行し、自立への支援をしていく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労に向けた支援		No.	25
			所管課	男女共同参画課
事業概要	再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画センターで実施します。また、千葉県DV被害者等自立サポート事業の講座の活用やハローワークやマザーズハローワークを活用できるように情報提供を行う等就労支援の充実に図ります。			
項目	年度	目標	講座等の開催数	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	2回		
取組状況	男女共同参画センター主催講座として「女性向け社会復帰支援セミナー」と「就労支援講座」を実施した。実施にあたり、相談室にちらしを設置し相談者への周知を行った。			
今後の課題等	就労についての悩みを抱えている相談者に情報提供できるよう、相談室にチラシを置く等、就労に関する情報提供を行っていく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後の継続的支援		No.	26
			所管課	男女共同参画課
事業概要	施設退所後及び避難後の自立に向けた支援の中で、DV被害者とその子どもの様々な悩みに対応し、関係部署、関係機関と連携し継続的支援を実施します。			
項目	年度	報告	施設退所者及び同伴家族の継続支援件数	
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	14/(全体)16 件	9/(全体)9件		
取組状況	施設退所後の自立に向けては、様々な支援が必要になることから、相談者の実状に合わせて、関係部署・機関へ情報提供を実施し、継続的な支援を行った。			
今後の課題等	相談者に寄り添った支援となるよう、相談者が抱えている不安や問題点を明らかにし、関係部署・機関と共通認識を持ち連携するよう努める。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携			No.	27
				所管課	男女共同参画課
事業概要	被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するための相談を実施し、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。				
年度 項目	報告	児童相談所や関係部署との連携数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	—	—	—	—
実績	12件	13件			
取組状況	子どもがいるDVケースは、児童虐待と密接に関係している場合が多いことから、関係部署・機関との細やかな情報共有を行った。				
今後の課題等	子どもの健全な発育が図られるよう、今後も関係部署・機関との細やかな情報共有を行っていく。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	就学における支援と配慮			No.	28
				所管課	男女共同参画課
事業概要	教育委員会や学校と連携し、DV被害者の子どもの転入・転校における支援を行い、個人情報の取り扱いに配慮します。また、学校等には、加害者対応について助言を行います。				
年度 項目	報告	義務教育課、小学校、中学校、高等学校と連携したケース数			
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた			
目標数値	—	—	—	—	—
実績	10件	8件			
取組状況	DVを理由に避難をしたケース、あるいは、避難をしてきたケースの子どもについては、新しい居住地で速やかに学校に通学できるように関係部署や学校と連携を図った。加害者からの追及の危険性が高いケースについては、学校等に助言を行った。				
今後の課題等	相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での学校生活の開始に向けての支援を行っていく。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育園入園における支援と配慮		No.	29
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者が安心して就労できるよう、その子どもの市内の保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を保育課へ提出します。また、保育園には加害者対応について助言を行います。			
項目	報告	保育園と連携したケース数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	5件	12件		
取組状況	DVを理由に避難を実施、もしくは避難をしてきたケースについては、新しい居住地で速やかに入園できるように関係部署や保育園と連携を図った。加害者からの追及の危険性が高いケースについては、保育園等に助言を行った。			
今後の課題等	相談者とその子どもに負担がかからないよう、迅速に関係部署と連携を図り、新しい居住地での自立に向けての支援を行っていく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	[新規] 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発		No.	30
			所管課	男女共同参画課
事業概要	就学前教育等従事職員を対象に、世代間連鎖を防ぐ観点からDV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施します。			
項目	目標	研修会実施回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	—	1回		
取組状況	DVは子どもの心にも悪影響を及ぼすことから、平成26年度は保育園の管理者である園長に向けて、DVの深刻性や保護者から相談を受けた場合の連携部署・機関についての説明会を実施し理解を深めた。			
今後の課題等	保育園や幼稚園従事職員は保護者と関わりを持つことから、DV被害を発生できる機会があるため、関係部署・機関を適切に案内できるよう研修会を継続して実施していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点][新規] 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施			
	No.	31		
所管課	男女共同参画課、地域福祉支援課、障害者支援課、介護保険課、子育て支援課			
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議の代表者会議を開催し、情報の共有化を図るとともに連携を強化します。			
年度	目標	会議開催回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	—	2回		
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、関係機関等に対応した事例の検証、問題点、課題等について周知、協議した。			
今後の課題等	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け、共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク会議で関係部署と協議していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[新規] DV防止ネットワーク実務者会議の実施			
	No.	32		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告およびその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を開催します。			
年度	目標	会議開催回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	2回	2回	2回
実績	—	2回		
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク実務者会議を開催し、事例の検証、問題点、課題等についてより実務に即した内容で協議した。			
今後の課題等	更なる被害者支援の実現に向け、関係機関・部署の実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、ネットワーク実務者会議で協議し連携を強化していく。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV防止ネットワーク個別ケース検討会議の実施		No.	33
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有および関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。			
項目	年度	報告		
	報告	会議開催回数		
	現状 (平成24年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (第2次DV防止実施計画 最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた		
目標数値	—	—	—	—
実績	1回	4回		
取組状況	<p>緊急性が高いケースや対応が困難なケースについて、関係機関が集まりケース検討会議を行った。</p> <p>ただし、相互連携が必要なケースのほとんどはケース検討会議の形式をとらず、担当職員が随時関係機関と情報共有しながら密接に連携し対応した。</p>			
今後の課題等	<p>緊急性の高いケースに関しては、速やかな相互連携が必要である。</p> <p>一方で、計画的支援が必要であり、且つ、時間的余裕のあるケースに関しては個別ケース検討会議を活用したDV被害者の支援も必要である。</p>			